



# 秋田県公報

## 目次

告示	ページ
生活保護法による介護機関の指定(四二四・福祉政策課)	1
自然環境保全地域の区域の拡張予定(四二五・自然保護課)	2
自然環境保全地域に関する保全計画の変更予定(四二六・自然保護課)	2
自然環境保全地域の指定予定(四二七・自然保護課)	3
自然環境保全地域に関する保全計画の決定予定(四二八・自然保護課)	3
保安林予定森林の指定通知(四二九・森林整備課)	4
保安林の指定(四三〇・森林整備課)	4
大規模小売店舗の変更に関し述べた意見(四三一、四三二・商工業振興課)	5
道路区域の変更及び供用開始(四三三・道路環境課)	5
道路区域の変更(四三四、四三六・道路環境課)	6

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
よる津や	有限会社よる津や 締役社長	本荘市東町六十二番地	福祉用具貸与	平成十五年三月一日
デイサービスおてんとさん	有限会社よる津や 締役社長	本荘市出戸町字東梵天九十七番地二	通所介護	平成十五年四月十五日
介護支援センターおげんきさん	有限会社よる津や 取締役社長	本荘市東町六十二番地	居宅介護支援事業	平成十五年四月一日

## 告 示

- 入会林野整備計画の認可(四三七・由利地域振興局農林部)……………7
- 公 告
- 特定非営利活動法人定款変更の認証の申請(県民文化政策課)……………7
- 土地改良区の定款変更の認可(北秋田地域振興局農林部)……………7
- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出(秋田地域振興局農林部)……………7
- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出(仙北地域振興局農林部)……………8
- 土地改良区の定款変更の認可(仙北地域振興局農林部)……………9
- 土地改良区の定款変更の認可(雄勝地域振興局農林部)……………9
- 監査委員公告
- 監査結果に基づき講じた措置の公表(七)……………9
- その他
- 秋田県知事の委任に係る平成十五年度宅地建物取引主任者資格試験の実施……………16

秋田県告示第四百二十四号  
生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。  
平成十五年六月六日

秋田県知事 寺 田 典 城

ぐるーぽーむ「こさか」	医療法人寿光会 理事長	鹿角郡小坂町小坂字上前田十六番地十一	痴呆対応型共同生活介護	平成十五年四月二十四日
秋田愛心会介護用品	医療法人秋田愛心会 理事長	山本郡八竜町浜田字上浜田一番地	福祉用具貸与	平成十五年四月一日
グループホームのぞみ	株式会社大曲仙北介護支援事業所 代表取締役	大曲市大曲西根字鳥居五十七番地一	痴呆対応型共同生活介護	平成十五年五月十六日
通所介護ひまわり	東日本産業株式会社 代表取締役	大曲市花館字中大戸三十三番地一	通所介護	平成十五年五月一日
田町デイサービスセンター	社会福祉法人角館町社会福祉協議会 会長	仙北郡角館町田町上丁三十五番地一	通所介護	平成十五年四月一日
社会福祉法人羽後町社会福祉協議会指定訪問介護事業所	社会福祉法人羽後町社会福祉協議会 会長	雄勝郡羽後町林崎字五林坂二十一番地一	訪問介護	平成十二年四月一日
社会福祉法人羽後町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所	社会福祉法人羽後町社会福祉協議会 会長	雄勝郡羽後町林崎字五林坂二十一番地一	居宅介護支援事業	平成十二年四月一日

秋田県告示第四百二十五号

秋田県自然環境保全条例（昭和四十八年秋田県条例第二十三号）第十二条第一項の規定による自然環境保全地域の区域を拡張する予定であるので、同条第九項において準用する同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十五年六月六日

秋田県知事 寺田典城

自然環境保全地域の名称	自然環境保全地域の拡張に係る部分に含まれる土地の区域	自然環境保全地域の拡張の案の縦覧場所	自然環境保全地域の拡張の案の縦覧期間
-------------	----------------------------	--------------------	--------------------

秋田県告示第四百二十六号

秋田県親川自然環境保全地域の保全計画を次のとおり変更する予定であるので、秋田県自然環境保全条例（昭和四十八年秋田県条例第二十三号）以下「条例」という。第十三条第四項において準用する条例第十二条第三項の規定に基づき、告示する。

平成十五年六月六日

秋田県知事 寺田典城

秋田県親川自然環境保全地域	本荘市親川砂子田四十八番地の一部 十・九一ヘクタール	秋田県生活環境文化部自然保護課及び本荘市民生部か んきょう防災課	平成十五年六月六日 日から同月二十日 まで
---------------	-------------------------------	-------------------------------------	-----------------------------

一 秋田県親川自然環境保全地域の保全計画の変更の案の概要

(一) 保全すべき自然環境の特質その他当該地域における自然環境の保全に関する基本的な事項

この地域は、県内では唯一の常緑広葉樹林としてのタブノキ群落の北限地であり、これに隣接するヤブツバキ群落も海岸風衝低木林としてヤブツバキが優占する数少ない群落となっており、加えてカタクリ等が生育している貴重な地域である。この自然環境を維持するため、地域の一部を特別地区及び野生動物植物保護地区に指定し、適正な保全を図る。

(二) 特別地区の指定に関する事項

この地域の植生及び希少な植物の保護を図るため、一部を特別地区及び野生動物植物保護地区として保全するとともに、カタクリ等の植物を保護すべき野生動物植物とする。

(三) 保全のための規制に関する事項

条例第十五条第三項の規定により、許可を受けずに行うことができる木竹の伐採の方法及び限度は、次のとおりとする。

特別地区名	区 域	伐 採 の 方 法 及 び 限 度
親川特別地区	秋田県親川自然環境保全地域の一部	原則として現有蓄積の三十パーセント以内の択伐とする。ただし、自然環境に著しい変化を与える可能性が低い場合には、小面積皆伐(一伐区の面積が二ヘクタール以内)を行うことができる。

(四) 保全のための施設に関する事項

自然環境保全地域内の自然環境を保全するため、次の施設を設置する。  
標識 巡視歩道 侵入防止さく

二 秋田県親川自然環境保全地域の保全計画の変更の案の縦覧場所及び縦覧期間

秋田県生活環境文化部自然保護課及び本荘市民生部かんきょう防災課  
平成十五年六月六日から同月二十日まで

秋田県告示第四百二十七号

秋田県自然環境保全条例(昭和四十八年秋田県条例第二十三号)第十二条第一項の規定により、自然環境保全地域を指定する予定であるので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十五年六月六日

秋田県知事 寺 田 典 城

自然環境保全地域の名称	自然環境保全地域に含まれる土地の区域	自然環境保全地域の指定の案の縦覧場所	自然環境保全地域の指定の案の縦覧期間
秋田県出戸湿原自然環境保全地域	南秋田郡天王町天王字細谷長根三十八番地の一・二・七四ヘクタール	秋田県生活環境文化部自然保護課及び天王町民生生活課	平成十五年六月六日から同月二十日まで

秋田県告示第四百二十八号

秋田県自然環境保全条例(昭和四十八年秋田県条例第二十三号)以下「条例」という。第十三条第一項の規定により、次のとおり自然環境保全地域に関する保全計画を決定する予定であるので、同条第四項において準用する条例第十二条第三項の規定に基づき、告示する。  
平成十五年六月六日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 秋田県出戸湿原自然環境保全地域の保全計画の案の概要

(一) 保全すべき自然環境の特質その他当該地域における自然環境の保全に関する基本的な事項

この地域は、標高三十メートル地点にある地域にもかかわらず高層湿原に典型的に見られる希少な植物が生育している。この自然環境を維持するため、区域全体を特別地区及び野生動物植物保護地区に指定し、適正な保全を図る。

(二) 特別地区の指定に関する事項

この地域の湿原植生と希少な植物の保護を図るため、区域全体を特別地区及び野生動物植物保護地区として保全するとともに、モウセンゴケ等の植物を保護すべき野生動物植物とする。

(三) 保全のための施設に関する事項

自然環境保全地域内の自然環境を保全するため、次の施設を設置する。  
標識 侵入防止さく

二 秋田県出戸湿原自然環境保全地域の保全計画の案の縦覧場所及び縦覧期間

秋田県生活環境文化部自然保護課及び天王町町民生活課  
平成十五年六月六日から同月二十日まで

秋田県告示第四百二十九号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定に基づき、告示する。  
平成十五年六月六日

秋田県知事 寺田典城

一 保安林予定森林の所在場所  
河辺郡河辺町岩見字岩見山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的 水源のかん養

三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。  
字岩見山（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 次の森林については、主伐は、択伐による。

- (3) 字岩見山（次の図に示す部分に限る。）
  - (4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬい。
  - (5) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (6) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (7) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林整備課及び秋田地域振興局農林部並びに河辺郡河辺町役場に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第四百三十号

保安林指定  
見込面積（ヘクタール）  
指定の目的  
伐採種別  
標準伐期齢  
特別伐採の場合  
立木の伐採方法  
立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次の森林を保安林に指定する。  
平成十五年六月六日

秋田県知事 寺田典城

郡市	大字	字	地番	全面積		保安林指定見込面積（ヘクタール）	指定の目的	指定施業要件	
				（平方メートル）	（ヘクタール）			立木の伐採の方法	立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種
男鹿市	北浦入道崎	鶴ノ浜	一四の二 二二の二 二五の二 一九の二 二四の四 二八の一	四・一八二 〇・五〇九六 四・一四五 〇・一六九〇 六・四一四 六・一〇八	〇・四一八二 〇・五〇九六 〇・四一四五 〇・一六九〇 〇・六四一四 〇・六一〇八	風害の防備	主伐として伐採をすることができ、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	（附属明細書のとおり）	
"	"	"	四〇の二六	四三・〇二三 五四・七五二 一三・四七七	四・三〇二三 五・四七五二 一・三四七七	風害の防備	主伐として伐採をすることができ、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	（附属明細書のとおり）	
"	"	"	四〇の一	一四・三〇一 一四・四七七	一・四三〇一 一・三四七七	風害の防備	主伐として伐採をすることができ、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	（附属明細書のとおり）	
"	"	滝沢	二二の一	一八四・四六〇	一八・四四六〇	風害の防備	主伐として伐採をすることができ、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	（附属明細書のとおり）	
"	北浦西黒沢	次郎付	二二の一	一八四・四六〇	一八・四四六〇	風害の防備	主伐として伐採をすることができ、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	（附属明細書のとおり）	

（「附属明細書」は、省略し、農林水産部森林整備課及び秋田地域振興局農林部並びに男鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第四百三十一号  
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により、大規模小売店舗の変更に關して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を述べたので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。  
 平成十五年六月六日

秋田県知事 寺田典城

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 マックスバリュ小坂店

鹿角郡小坂町字栗平二十五番地の一

二 県の意見

意見なし

三 意見を述べた日

平成十五年五月二十九日

四 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

小坂町福祉保健総合センター ゆーとりあ

(二) 縦覧期間

平成十五年六月六日から同年七月七日まで

秋田県告示第四百三十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により、大規模小売店舗の変更に關して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項につ

一 道路の区域及び供用開始の区間

県道	道路の種類		区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	旧新別	路線名				
新	旧	田沢湖畔線	仙北郡西木村西明寺字川前八番地先内	"	一三・〇〇〇	〇・〇五〇
	新	田沢湖畔線			一三・〇〇〇	〇・〇五〇

二 供用開始の期日 平成十五年六月六日

三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

いての意見を述べたので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。  
 平成十五年六月六日

秋田県知事 寺田典城

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

茨島ショッピングセンター

秋田市茨島四丁目三百八十一番二外

二 県の意見

意見なし

三 意見を述べた日

平成十五年五月二十九日

四 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

秋田市役所 商業観光課

(二) 縦覧期間

平成十五年六月六日から同年七月七日まで

秋田県告示第四百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。  
 平成十五年六月六日

秋田県知事 寺田典城

(二)(一) 場所 建設交通部道路環境課  
 期間 平成十五年六月六日から同月十九日まで

秋田県告示第四百三十四号

一 道路の区域

県道	道路の種類		路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
	新	旧	日三市角館線	仙北郡角館町山谷川崎字下高屋二番一地从先から二番一地从先まで	"	六・四〇～六・八〇	〇・〇三八
	新	旧	日三市角館線	"	"	一・一〇〇	〇・〇三八

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
 平成十五年六月六日

秋田県知事 寺田典城

(二)(一) 場所 建設交通部道路環境課  
 期間 平成十五年六月六日から同月十九日まで

秋田県告示第四百三十五号

一 道路の区域

県道	道路の種類		路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
	新	旧	日三市角館線	仙北郡角館町川原字羽黒堂六〇番一地从先内	"	六・八〇～八・〇〇	〇・〇四八
	新	旧	日三市角館線	"	"	七・二〇～一〇・七〇	〇・〇四八

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
 平成十五年六月六日

秋田県知事 寺田典城

(二)(一) 場所 建設交通部道路環境課  
 期間 平成十五年六月六日から同月十九日まで

秋田県告示第四百三十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
 平成十五年六月六日

秋田県知事 寺田典城

道路の種類		旧新別	路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
新	旧						
			日三市角館線	仙北郡角館町山谷川崎字下高屋三八番一地先内		七・〇〇～七・九〇	〇・〇四〇
			日三市角館線	"		八・〇〇～二二・一〇	〇・〇四〇

二 道路の区域の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 (一) 場所 建設交通部道路環境課  
 (二) 期間 平成十五年六月六日から同月十九日まで

秋田県告示第四百三十七号

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和四十一年法律第二百一十六号)第十一条第一項の規定により、大内町中田代新田入会林野整備組合の入会林野整備計画を認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。  
 平成十五年六月六日

秋田県知事 寺田典城

一 整備計画の名称 大内町中田代新田入会林野整備計画  
 二 認可の年月日 平成十五年六月六日

公 告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定に基づき、公告する。  
 平成十五年六月六日

秋田県知事 寺田典城

- 一 申請のあつた年月日 平成十五年五月二十二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称 なまはげエリア創造委員会
- 三 代表者の氏名 佐藤 ミチヨ

四 主たる事務所の所在地

男鹿市船越字前野二番地六

五 定款に記載された目的

この法人は、観光ボランティア活動の推進等により男鹿半島を訪れる方々の観光ガイドや各種観光振興事業へのボランティア参加により、市民意識の高揚を図りながら、「人づくり」を念頭に、人材の活用、育成等の活動により、「社会教育の推進」及び「まちづくり」に寄与し、地域活性化に貢献することを目的とする。

六 定款の変更内容

役員任期の伸長規定の追加

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、大館市上川沿土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十五年五月二十八日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。  
 平成十五年六月六日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、昭和土地改良区から次のとおり役員退任及び就任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。  
 平成十五年六月六日

秋田県知事 寺田典城

- 一 退任理事の住所及び氏名
- 南秋田郡昭和町大久保字汲田十 鎌田 良雄
- " " " 字町後七十七内一 進藤 金悦
- " " " 字北野蓮沼前山四十六番地十二 菅原 倉美
- " " " 字後谷地十番地三 菅原 金治





土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、仙北郡西仙北町土地改良区から申請があった定款変更について、平成十五年五月二十七日認可したのび、同条第三項の規定に基づき、公表する。

平成十五年六月六日

秋田県知事 寺田 典 城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、湯沢市平崎井土地改良区から申請があった定款変更について、平成十五年五月二十八日認可したのび、同条第三項の規定に基づき、公表する。

平成十五年六月六日

秋田県知事 寺田 典 城

福 柯 秋 報 公 報

監査結果公告第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定による監査を執行しその結果を秋田県知事に報告したところ、次のとおり当該監査の結果に基づき講じた措置についての通知があったので、同条第12項の規定により公表する。

平成15年6月6日

秋田県監査委員 安 杖 正 義  
 秋田県監査委員 秋 菅 原 龍 典  
 秋田県監査委員 秋 山 田 昭 郎  
 秋田県監査委員 秋 小 田 和 夫  
 財 208

平成15年5月13日

秋田県監査委員 様

秋田県知事 寺 田 典 城

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成15年3月17日付け監委第821号で通知のあったこのことについて、別紙のとおり提出します。

箇所名 県立大学木材高度加工研究所

改善・検討事項

措置状況

改善を要する事項

1 機器の貸付契約において、貸付料の算定基礎となる機器の価格が、備品台帳の価格と相違しているものがあったので、改善すること。

2 備品表示票の貼付漏れがあったので、改善すること。

1 貸付料の算定基礎となる機器の価格を備品台帳価格と一致させました。

2 貼付漏れがあった機器については、備品表示票を貼付しました。

検討を要する事項

1 機器の導入に当たっては、使用目標値を設定し、機器が有効に活用されているかどうかを客観的・定量的に評価するシステムを構築すること。また、リースや外部委託、機関相互の共同利用の可能性などについても検討すること。

1 機器の導入に当たっては、使用目標値を設定するなど機器の活用度、有効性を評価できるようなシステムを検討します。また、外部委託等により経費節減などのメリットが見込まれるものについては、その導入を検討し、公設試験研究機関との共同利用については、他の機関と連携を図りながら、その可能性を検討します。

2 一定額以上の機器については、使用記録簿等の作成について検討すること。

2 取得価格300万円以上の機器（重要物品）について機器使用記録簿を作成し、使用状況を把握します。

3 特定の団体への貸付のみを目的とする機器を保有しているので、その処理について検討すること。

3 当該機器については、所期の導入の目的を勘案し、機器の保有のあり方等について検討します。

<p>箇所名 県立大学生物資源科学部 附属生物工学研究所</p>	<p>改善・検討事項</p>	<p>措置状況</p>
<p>改善を要する事項 1 備品原簿への記載誤りがあったので、改善すること。</p> <p>検討を要する事項 1 機器の導入に当たっては、使用目標値を設定し、機器が有効に活用されているかどうかを客観的・定量的に評価するシステムを構築すること。また、リーヌや外部委託、機関相互の共同利用の可能性などについても検討すること。</p> <p>2 今後とも使用が見込まれない機器や使用実績の少ない機器（実績の無いものも含む。）については、処分方法や今後の有効活用について検討すること。</p> <p>3 一定額以上の機器については、使用記録簿等の作成について検討すること。</p>		<p>1 備品原簿への記載誤りについては訂正の上、当該備品について、県立大学が引き継ぎを受け、所管しております。</p> <p>1 県立大学が引き継ぎを受けた機器については、適切な管理を図ります。</p>

<p>箇所名 学術振興課</p>	<p>改善・検討事項</p>	<p>措置状況</p>
<p>検討を要する事項 1 機器の導入に当たっては、使用目標値を設定し、機器が有効に活用されているかどうかを客観的・定量的に評価するシステムを構築すること。また、リーヌや外部委託、機関相互の共同利用の可能性などについても検討すること。</p>		<p>1 公設試験研究機関（今回の監査対象とならなかった果樹試験場及び水産振興センターを含む。以下同じ）及び県立大学木材高度加工研究所において、次の事項について実施します。</p> <p>(1) 機器の導入に当たっては、技術普及・指導及び試験研究開発計画の進捗状況と使用頻度の把握に基づき必要性・緊急性等の検討を十分行うとともに、一般開放・研究用の用途を勘案した上で使用目標値等を設定し、機器導入後における客観的・定量的な活用度、有効性を評価するシステムを構築しています。そのため、15年度から順次、機種選定委員会を設置している機関については委員会の機能を拡充し、同委員会が未設置の機関については機種選定機能を併せ持つ委員会を設置します。</p> <p>(2) 公設試験研究機関については、15年度から試行的に導入する機関評価において、機関運営の実態把握の一環として保有機器活用状況を評価の対象とし、定期</p>

<p>簡所名 衛生科学研究所</p>		<p>改善・検討事項</p> <p>改善を要する事項 1 使用不能な機器を数年にわたって保有しているもので、処分すること。</p> <p>検討を要する事項 1 機器の導入に当たっては、使用目標値を設定し、機器が有効に活用されているかどうかを客</p>	<p>措置状況</p> <p>1 使用不能な機器については、適時適切に処分します。</p> <p>1 機器の導入に当たっての使用目標値については、機種選定基準に加え、導入後に評価する委</p>

<p>簡所名 環境センター</p>		<p>改善・検討事項</p> <p>改善を要する事項 1 損傷した機器について、財務規則に基づく一連の報告手続きが執られていなかったため、今後は適切な処理を行うこと。</p> <p>検討を要する事項 1 機器の導入に当たっては、使</p>	<p>措置状況</p> <p>1 当該機器について、財務規則に基づく報告を行いました。</p>

員会を設置することを検討します。また、リーヌや外部委託、公設試験研究機関相互の共同利用については、感染性を有する細菌やウイルスの検査や、食品の検査など他の機関とは異なる事業もあることから、今後の検討課題とします。

2 機種の選定については、選定基準・決定方法を定めた要綱を作成し、備品選定部会を設置します。

3 取得価格300万円以上の機器（重要物品）について機器使用記録簿を作成し、使用状況を把握します。

<p>用目標値を設定し、機器が有効に活用されているかどうかを客観的・定量的に評価するシステムを構築すること。また、リーヌや外部委託、機関相互の共同利用の可能性などについても検討すること。</p> <p>2 機種を選定等に当たっては、客観的妥当性と責任の明確化が求められることから、機関内共通の選定基準、決定方法などを定めた要綱等に基づき、機関選定組織の設置について検討すること。</p> <p>3 一定額以上の機器については、使用記録簿等の作成について検討すること。</p>	<p>の設定及び機器が有効に活用されているかを客観的・定量的に評価するためのシステムを構築します。</p> <p>リーヌや外部委託については、導入や維持管理に要する経費、事務事業での必要性などを整理し、また公設試験研究機関相互の共同利用については、他の機関と連携を図りながら、その可能性を検討します。</p> <p>2 機種を選定については、選定基準・決定方法を定めた要綱を作成し、備品選定委員会を設置します。</p> <p>3 取得価格300万円以上の機器(重要物品)について機器使用記録簿を作成し、使用状況を把握します。</p>
<p>箇所名 総合食品研究所</p> <p>改善・検討事項</p>	<p>措置状況</p>
<p>1 改善を要する事項 使用実績のない機器があったので、今後、導入に当たっては十分検討すること。</p>	<p>1 今後、機器の導入に当たっては、研究計画の進捗状況、機器の活用度、有効性などを評価するシステムを構築します。</p>
<p>検討を要する事項</p> <p>1 機器の導入に当たっては、使用目標値を設定し、機器が有効に活用されているかどうかを客観的・定量的に評価するシステムを構築すること。また、リーヌや外部委託、機関相互の共同利用の可能性などについても検討すること。</p> <p>2 今後とも使用が見込まれない機器や使用実績の少ない機器(実績の無いものも含む。)については、処分方法や今後の有効活用についても検討すること。</p> <p>3 一定額以上の機器については、使用記録簿等の作成について検討すること。</p>	<p>1 機器導入に当たっては使用目標値を設定するなど、機器の活用度、有効性を評価できるようにシステムを検討します。また、外部委託等により経費節減などのメリットが見込まれるものについては、その導入を検討し、公設試験研究機関相互の共同利用については、他の機関と連携を図りながら、その可能性を検討します。</p> <p>2 使用実績の少ない機器等については、有効な活用方法を検討するほか、適時適切な処分を努めます。</p> <p>3 取得価格1,000万円以上の機器については15年度から、取得価格300万円以上の機器(重要物品)については管理体制が整い次第、順次機器使用記録簿を作成し、使用状況を把握します。</p> <p>4 機器使用料の算定については、算定基礎価格や耐用年数、維持管理費等、算定方法の統一な考え方について検討します。</p> <p>5 これまで高度な技術能力が必要なことから貸付対象としていなかった機器について、技術向</p>
<p>4 条例に基づき機器等を開放している機関において、使用料の算定方法に相違があるので、算定方法の統一について検討すること。</p> <p>5 機器の効率的利用と企業等の技術水準の向上を図るため、貸付対象機器の拡大について検討</p>	<p>5 機器の効率的利用と企業等の技術水準の向上を図るため、貸付対象機器の拡大について検討</p>

<p>すること。</p>	<p>上のサポートを行うことにより、貸付対象とすることを検討し、併せて、機関誌等を通じて開放機器の情報提供に努め、外部利用の拡大を図ります。</p>
--------------	--

<p>箇所名 農業試験場</p>	<p>改善・検討事項</p> <p>改善を要する事項 1 使用実績のない機器があったので、今後、導入に当たっては十分検討すること。 2 備品原簿への記載誤りがあったので、改善すること。</p>	<p>措置状況</p> <p>1 今後、機器の導入に当たっては、研究計画の進捗状況、機器の活用度、有効性などを評価するシステムを構築します。 2 数台に分けて記載すべきものを1台として記載していたものや、金額の記載誤りがあったものであり、すべて訂正しました。</p>
<p>改善・検討事項</p> <p>検討を要する事項 1 機器の導入に当たっては、使用目標値を設定し、機器が有効に活用されているかどうかを客観的・定量的に評価するシステムを構築すること。また、リーヌや外部委託、機関相互の共同利用の可能性などについても検討すること。</p>	<p>措置状況</p> <p>1 機器導入に当たっては、使用目標値を設定するなど、機器の活用度、有効性を評価できるようなシステムを検討します。また、外部委託等により経費節減などのメリットが見込まれるものについては、その導入を検討し、公設試験研究機関相互の共同利用については、他の機関と連携を図りながら、その可能性を検討します。</p>	

<p>2 今後とも使用が見込まれない機器や使用実績の少ない機器（実績の無いものも含む。）については、処分方法や今後の有効活用について検討すること。</p> <p>3 機種の選定等に当たっては、客観的妥当性と責任の明確化が求められることから、機関内共通の選定基準、決定方法などを定めた要綱等に基づき、機関選定組織の設置について検討すること。</p> <p>4 一定額以上の機器については、使用記録簿等の作成について検討すること。</p>	<p>2 使用実績の少ない機器等については、有効な活用方法を検討するほか、適時適切な処分に努めます。</p> <p>3 機種の選定については、選定基準・決定方法を定めた要綱を作成し、機種選定委員会を設置します。</p> <p>4 取得価格1,000万円以上の機器については15年度から、取得価格300万円以上の機器（重要物品）については管理体制が整い次第、順次機器使用記録簿を作成し、使用状況を把握します。</p>
---	---

<p>箇所名 畜産試験場</p>	<p>改善・検討事項</p> <p>検討を要する事項 1 機器の導入に当たっては、使用目標値を設定し、機器が有効に活用されているかどうかを客観的・定量的に評価するシステムを構築すること。また、リーヌや外部委託、機関相互の共同利用の可能性などについても検討すること。</p>	<p>措置状況</p> <p>1 機器導入に当たっては、使用目標値を設定するなど、機器の活用度、有効性を評価できるようなシステムを検討します。また、外部委託等により経費節減などのメリットが見込まれるものについては、その導入を検討し、公設試験研究機関相互の共</p>
----------------------	--	--

<p>2 機種を選定等に当たっては、客観的妥当性と責任の明確化が求められることから、機関内共通の選定基準、決定方法などを定めた要綱等に基づき、機関選定組織の設置について検討すること。</p> <p>3 一定額以上の機器については、使用記録簿等の作成について検討すること。</p>	<p>同利用については、他の機関と連携を図りながら、その可能性を検討します。</p> <p>2 機種を選定については、選定基準・決定方法を定めた要綱を作成し、機種選定委員会を設置します。</p> <p>3 取得価格1,000万円以上の機器については15年度から、取得価格300万円以上の機器（重要物品）については管理体制が整い次第、順次機器使用記録簿を作成し、使用状況を把握します。</p>
<p>箇所名 森林技術センター</p> <p>改善・検討事項</p> <p>検討を要する事項 1 機器の導入に当たっては、使用目標値を設定し、機器が有効に活用されているかどうかを客観的・定量的に評価するシステムを構築すること。また、リーアや外部委託、機関相互の共同利用の可能性などについても検討すること。</p>	<p>措置状況</p> <p>1 機器導入に当たっては、使用目標値を設定するなど、機器の活用度、有効性を評価できるようなシステムを検討します。また、外部委託等により経費節減などのメリットが見込まれるものについては、その導入を検討し、公設試験研究機関相互の共同利用については、他の機関と連携を図りながら、その可能性</p>
<p>2 今後とも使用が見込まれない機器や使用実績の少ない機器（実績の無いものも含む。）については、処分方法や今後の有効活用についても検討すること。</p> <p>3 機種を選定等に当たっては、客観的妥当性と責任の明確化が求められることから、機関内共通の選定基準、決定方法などを定めた要綱等に基づき、機関選定組織の設置について検討すること。</p> <p>4 一定額以上の機器については、使用記録簿等の作成について検討すること。</p>	<p>を検討します。</p> <p>2 使用実績の少ない機器等については、有効な活用方法を検討するほか、適時適切な処分に努めます。</p> <p>3 機種を選定については、選定基準・決定方法を定めた要綱を作成し、機種選定委員会を設置します。</p> <p>4 取得価格1,000万円以上の機器については15年度から、取得価格300万円以上の機器（重要物品）については管理体制が整い次第、順次機器使用記録簿を作成し、使用状況を把握します。</p>
<p>箇所名 工業技術センター</p> <p>改善・検討事項</p> <p>改善を要する事項 1 備品原簿への記載誤りがあったので、改善すること。</p>	<p>措置状況</p> <p>1 機器の型式等が正確に記載されていないものがあり、訂正しました。</p>
<p>検討を要する事項 1 機器の導入に当たっては、使</p>	<p>1 機器導入に当たっては、使用</p>

<p>用目標値を設定し、機器が有効に活用されているかどうかを客観的・定量的に評価するシステムを構築すること。また、リーヌや外部委託、機関相互の共同利用の可能性などについても検討すること。</p> <p>2 今後とも使用が見込まれない機器や使用実績の少ない機器（実績の無いものも含む。）については、処分方法や今後の有効活用についても検討すること。</p> <p>3 一定額以上の機器については、使用記録簿等の作成について検討すること。</p> <p>4 条例に基づき機器等を開放している機関において、使用料の算定方法に相違があるので、算定方法の統一について検討すること。</p>	<p>目標値を設定するなど、機器の活用度、有効性を評価できるようなシステムを検討します。また、外部委託等により経費節減などのメリットが見込まれるものについては、その導入を検討し、公設試験研究機関相互の共同利用については、他の機関と連携を図りながら、その可能性を検討します。</p> <p>2 使用実績の少ない機器等については、有効な活用方法を検討するほか、適時適切な処分を努めます。</p> <p>3 取得価格1,000万円以上の機器については15年度から、取得価格300万円以上の機器（重要物品）については管理体制が整い次第、順次機器使用記録簿を作成し、使用状況を把握します。</p> <p>4 機器使用料の算定については、算定基礎価格や耐用年数、維持管理費等、算定方法の統一な考え方について検討します。</p>
--	---

<p>箇所名 高度技術研究所</p> <p>改善・検討事項</p>	<p>措置状況</p>
-----------------------------------	-------------

<p>改善を要する事項</p> <p>1 備品原簿への記載誤りがあったので、改善すること。</p> <p>検討を要する事項</p> <p>1 機器の導入に当たっては、使用目標値を設定し、機器が有効に活用されているかどうかを客観的・定量的に評価するシステムを構築すること。また、リーヌや外部委託、機関相互の共同利用の可能性などについても検討すること。</p> <p>2 今後とも使用が見込まれない機器や使用実績の少ない機器（実績の無いものも含む。）については、処分方法や今後の有効活用について検討すること。</p> <p>3 機種の選定等に当たっては、客観的妥当性と責任の明確化が求められることから、機関内共通の選定基準、決定方法などを定めた要綱等に基づき、機関選定組織の設置について検討すること。</p> <p>4 一定額以上の機器については、使用記録簿等の作成について検討すること。</p>	<p>1 機器の型式等が正確に記載されていないかかったものであり、訂正しました。</p> <p>1 機器導入に当たっては、使用目標値を設定するなど、機器の活用度、有効性を評価できるようなシステムを検討します。また、外部委託等により経費節減などのメリットが見込まれるものについては、その導入を検討し、公設試験研究機関相互の共同利用については、他の機関と連携を図りながら、その可能性を検討します。</p> <p>2 使用実績の少ない機器等については、有効な活用方法を検討するほか、適時適切な処分を努めます。</p> <p>3 機種の選定については、選定基準・決定方法を定めた要綱を作成し、機種選定委員会を設置します。</p> <p>4 取得価格1,000万円以上の機器については15年度から、取得価格300万円以上の機器（重要</p>
--	---

<p>5 条例に基づき機器等を開放している機関において、使用料の算定方法に相違があるので、算定方法の統一について検討すること。</p> <p>6 機器の効率的利用と企業等の技術水準の向上を図るため、貸付対象機器の拡大について検討すること。</p>	<p>物品)については管理体制が整い次第、順次機器使用記録簿を作成し、使用状況を把握します。</p> <p>5 機器使用料の算定については、算定基礎価格や耐用年数、維持管理費等、算定方法の統一な考え方について検討します。</p> <p>6 これまで、専ら由主研究に使用する機器については貸付対象としていなかったが、15年度からすべての機器について貸付対象としました。</p>
---	---

そ の 他

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第十六条の二第一項の規定による秋田県知事の委任に係る平成十五年度宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施する。

平成十五年六月六日

財団法人不動産適正取引推進機構理事長 小野 邦久

一 試験の日時

平成十五年十月十九日(日)午後一時から午後三時まで

ただし、宅地建物取引業法第十六条第三項の規定により、国土交通大臣が指定する者が行う講習を受講し修了試験に合格した者で、試験の一部免除を受けようとする者(以下「指定講習修了者」といふ。)については、午後一時十分から午後三時まで

二 試験の場所

受験申込み受付の際、指定する。

三 試験の内容

おおむね次の事項について行う。

(一) 土地の形質、地積、地目及び種別並びに建物の形質、構造及び種別に関するこ

七。土地及び建物についての権利及び権利の変動に関する法令に関すること。

(二) 土地及び建物についての法令上の制限に関すること。

(三) 宅地及び建物についての税に関する法令に関すること。

(四) 宅地及び建物の需給に関する法令及び実務に関すること。

(五) 宅地及び建物の価格の評定に関すること。

(六) 宅地建物取引業法及び同法の関係法令に関すること。

(七) ただし、指定講習修了者については、前記(一)及び(五)に掲げる事項に関する問題を免除する。

なお、出題する法令については、平成十五年四月一日において施行されているものによる。

四 試験の方法及び出題数

(一) 方法 四肢択一式の筆記試験による。

(二) 出題数 五十問

ただし、指定講習修了者については、四十五問とする。

五 受験申込みに必要な書類

(一) 受験申込書(八)により納付した受験手数料に係る受験手数料納入済を証する郵便振替払込受付証明書を貼ったもの)

(二) 写真一枚(受験申込み前六月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、無背景の縦四・五センチメートルから五センチメートルまで、横三・五センチメートルから五センチメートルまでの間の大きさのもの)

(三) 指定講習修了者については、前記(一)及び(二)に加えて講習修了者証(修了試験合格年月日が試験実施日前三年以内のもの)

六 試験案内及び受験申込書の交付

(一) 期間

日曜日、土曜日及び休日を除き、平成十五年七月七日(月)から同年八月一日(金)まで

(二) 場所

社団法人秋田県宅地建物取引業協会本部及び同協会各支部

七 受験申込書の受付

(一) 期間

平成十五年七月二十八日(月)から同年八月一日(金)までの午前九時三十分から正午まで及び午後一時から午後四時三十分まで

(二) 場所

秋田市川尻大川町一番三十三号秋田県不動産会館内 社団法人秋田県宅地建物



取引業協会

なお、郵送の場合は、社団法人秋田県宅地建物取引業協会あて、簡易書留郵便又は配達記録郵便で申し込むこと。締切日までの消印があるものに限り受け付ける。

八 受験手数料

(一) 額

七千円

(二) 納付方法

受験申込み前に、所定の郵便振替用紙により、郵便局又は財団法人不動産適正取引推進機構が指定する銀行預金口座に払い込むこと。

なお、払込手数料は、本人の負担とする。

九 合格者の発表

(一) 発表の期日

平成十五年十二月三日(水)

(二) 発表の方法

社団法人秋田県宅地建物取引業協会に合格者名を掲示し、及び秋田県公報に登載するとともに、合格者には合格証書を送付する。

十 試験についての問い合わせ先

社団法人秋田県宅地建物取引業協会(電話〇一八 八六五 一六七二)

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話 (862) 8766 FAX (863) 0005  
E-mail: matsu-barara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄